

三重県介護員養成研修事業者指定要領新旧対照表（令和8年6月1日改正）

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">三重県介護員養成研修事業者指定要領</p> <p>第1～第6 （略）</p> <p>第7 研修事業者及び研修事業指定の要件 1～5 （略）</p> <p>6 補講の実施に関する要件 (1)～(5) （略）</p> <p>(6) <u>欠席した時間数が、要綱別紙1の「1.介護職員初任者研修課程」及び「2.生活援助従事者研修課程」の各課程の総時間数の1割以内であれば、</u>1,200字以上のレポート課題を提出することをもって出席とみなすことができる。 なお、実技演習を実施した項目については、レポート課題を提出することによる補講は認めない。</p> <p>(7)～(9) （略）</p> <p>第8～第18 （略）</p>	<p style="text-align: center;">三重県介護員養成研修事業者指定要領</p> <p>第1～第6 （略）</p> <p>第7 研修事業者及び研修事業指定の要件 1～5 （略）</p> <p>6 補講の実施に関する要件 (1)～(5) （略）</p> <p>(6) 欠席した科目の時間数が、要綱別紙3で定める通信形式で実施できる上限時間の範囲内であれば、1,200字以上のレポート課題を提出することをもって出席とみなすことができる。 なお、実技演習を実施した項目については、レポート課題を提出することによる補講は認めない。</p> <p>(7)～(9) （略）</p> <p>第8～第18 （略）</p>